

海外事業展開助成事業 実施要領

1. 目的

山形県内企業、商工団体、農業団体及び農業生産者（以下「県内事業者」という。）が海外との取引、海外展開（以下「海外事業展開」という。）を図ろうとする際に必要となる信用調査や輸出に係る検査・証明書取得等に対する支援を目的とする。

2. 助成事業の内容

(1) 助成受付期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日。当事業は事業予算に達し次第、受付を終了する。

(2) 助成事業の条件

① 助成対象者

海外事業展開を図ろうとしている県内事業者。

② 助成額

1 件につき経費の 1/2 又は 5 万円のいずれか低い額。

なお、1 事業者につき 5 万円を上限に複数回利用可とする。

③ 助成対象経費

ア 海外取引を開始するための専門機関等による信用調査や市場調査等に係る経費

イ 海外へ輸出するための栄養成分検査、放射能物質検査経費等

ウ 海外へ輸出するための各種認証取得経費等

エ 海外事業展開を図るための有料セミナー、研修等の参加経費等（旅費を除く）

オ 海外事業展開を図るための知的財産権取得経費等

カ 海外向け商品開発に係る経費

④ 助成方法

助成対象者から海外事業展開助成金交付申請書兼請求書（別紙様式 1 号）を受理後、内容が（2）の条件に照らして適当である場合に、海外事業展開助成金交付決定通知書（別紙様式 2 号）により交付決定通知を行い、助成対象者へ当該助成金を交付する。

3. 実績報告

事業者は、海外事業展開助成金交付申請書兼請求書（別紙様式 1 号）提出

時に助成対象経費に係る請求書の写しを添付し、実績を報告する。

4. 調査等

事務局は、助成採択を受けた事業者の助成事業の実施事業について、いつでも必要な調査を行い、又は報告を当該事業者に求めることができる。

5. 助成金交付決定の取消

事務局は、助成採択を受けた事業者が次のいずれかに該当する場合、助成採択、又は交付決定を取消すものとし、当該事業に通知するものとする。

- (1) 対象事業者の要件に反している事実が判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって助成を受けたことが判明したとき。
- (3) その他助成採択、又は交付決定を取り消す必要があると認めたとき。

6. 助成金の返還

事務局は、助成金の交付決定を取消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとし、当該事業者に通知するものとする。

事務局 一般社団法人 山形県国際経済振興機構
〒990-0042 山形市七日町 3-5-20 富士火災ビル 5 階
TEL : 023-687-1127 FAX : 023-687-1129
e-mail : watanabey@y-es.or.jp